６　初任給基準又は給料表の適用を異にする異動

（１）職務の級の決定基準

（ア）異動後の職務に応じたものであること。　規則７―３３

（イ）級別資格基準表に定めのある職務の級に異動させる場合は、同表に定める資格を有していること。　第２５条

（ウ）級別資格基準表に定める資格基準に従い決定すること。　規則７―３３　第２７条

（２）号俸決定の基準

次の基準により、異動後の号俸を決定する。　規則７―３３

※　初任給基準表を異にする異動により昇格又は降格した職員の号俸については、昇格及び降格の場合の号俸に関する規定は適用しない。　第２６条、第２８条

（昭和４４年通知第９１号第２６条関係）

（昭和４０年通知第２４９号）

（ア）初任給基準を異にする異動

職員が給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動すること。

（ｉ）「人事委員会の定める異動」に該当する場合においては、異動の日の前日における号俸を人事委員会の定めるところにより調整した場合に得られる号俸　規則７―３３　第２６条第１項第３号

（ⅱ）（ｉ）以外の異動による場合は、新たに職員となったとき（免許等を必要とする職務の級に異動した者にあっては、その免許等を取得した時）から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして、その時の初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して、昇格、昇給等の規定を適用して再計算した場合に異動の日に受けることとなる号俸　第１号

（イ）給料表の適用を異にする異動

職員が給料表の適用を異にして他の職務に異動すること。

新たに職員となったとき（免許等を必要とする職務の級に異動した者にあっては、その免許等を取得した時）から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして、その時の初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して、昇格、昇給等の規定を適用して再計算した場合に異動の日に受けることとなる号俸　規則７―３３　第２８条

（例）給料表の適用を異にする異動をした場合（令６．４．１付けで行政職から研究職への異動）

〔行　政　職〕			〔研　究　職〕		
令２．８	大学卒業程度試験合格				
令３．３	大学卒				
令３．４．１	採用	行１－29	令３．４．１	採用	研１－29
令４．１．１	昇給	１－32	令４．１．１	昇給	１－32
令５．１．１	昇給	36	令５．１．１	昇給	36
令６．１．１	昇給	40	令６．１．１	昇給	40
			令６．４．１	給料表異動	40

（３）号俸決定の特例

（ア）前記（２）による号俸が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、当該初任給として受けるべき号俸をもって、その者の異動後の号俸とすることができる。

（イ）規則７―３３第１７条又は第１８条の規定を適用を受けて初任給を決定された職員（「人事委員会の定める異動」に該当する者を除く。）は、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の異動の日に受けることとなる号俸を決定する。

規則７―３３
第２６条第２項

規則７―３３
第２６条第１項第２号